

軌道整備事業の実施について

軌道整備事業を次のように実施する。

熊本市長 大西 一史

1 軌道運送高度化事業実施者

(1) 軌道整備事業者 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市

代表者 熊本市長 大西 一史

(2) 軌道運送事業者 熊本市中央区大江 5 丁目 1 番 40 号

(仮称) 一般財団法人 熊本市公共交通公社

2 軌道運送高度化事業を実施する路線及び区間

路線	区間	
	起点	終点
幹線	熊本市西区春日 3 丁目	熊本市中央区水道町
水前寺線	熊本市中央区水道町	熊本市中央区国府 1 丁目
健軍線	熊本市中央区国府 1 丁目	熊本市東区健軍 3 丁目
田崎線	熊本市西区春日 3 丁目	熊本市西区春日 2 丁目
上熊本線	熊本市中央区辛島町	熊本市西区上熊本 2 丁目
(仮称) 東町線	熊本市東区健軍 3 丁目	熊本市東区東町 4 丁目

(提出理由)

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の規定による軌道運送高度化実施計画の認定に係る申請を行うに当たり、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。